

第1回阿蘇市議会会議録

1. 令和元年2月28日 午前10時00分 招集
2. 令和元年3月16日 午前10時00分 開議
3. 令和元年3月16日 午前11時50分 閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
6. 出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番	佐藤和宏	2 番	佐藤菊男
3 番	児玉正孝	4 番	甲斐純一郎
5 番	立石昭夫	6 番	竹原祐一
7 番	岩下礼治	8 番	谷崎利浩
10 番	菅敏徳	11 番	市原正
12 番	森元秀一	13 番	大倉幸也
14 番	田中弘子	15 番	五嶋義行
16 番	藏原博敏	17 番	古木孝宏
18 番	田中則次	19 番	河崎徳雄
20 番	湯浅正司		

欠席議員

9 番 園田浩文

7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長	佐藤義興	副市長	和田一彦
教育長	阿南誠一郎	総務部長	高木洋
市民部長	宮崎隆	経済部長	阿部節生
土木部長	吉良玲二	教育部長	市原巧
総務課長	村山健一	福祉課長	松岡幸治
農政課長	佐伯寛文	建設課長	中本知己
財政課長	山口貴生	教育課長	藤井栄治
会計管理者(会計課長)	大塚浩二	監査委員事務局長	種子野謙二
税務課長	市原修二	ほけん課長	藤田浩司
観光課長	秦美保子	住環境課長	古閑政則
人権啓発課長	園田達也	市民課長	岩下まゆみ
まちづくり課長	荒木仁	水道課長	浅久野浩輝
阿蘇医療センター事務局長	井野孝文	農業委員会事務局長	渡邊一倫
内牧支所長	加来隆浩	波野支所長	加藤勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 本山英二 議会事務局次長 山本繁樹
書記 山本悠未

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第2号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ② 議案第3号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について
- ③ 議案第4号 阿蘇市職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第5号 阿蘇市防災会議条例等の一部改正について
- ⑤ 議案第6号 阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- ⑥ 議案第7号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ⑦ 議案第8号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ⑧ 議案第21号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑨ 議案第28号 令和2年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑩ 議案第34号 令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑪ 議案第35号 令和2年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑫ 議案第36号 令和2年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑬ 議案第37号 令和2年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑭ 議案第40号 阿蘇市建設計画の変更について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第1号 阿蘇市教育支援委員会条例の制定について
- ② 議案第9号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第10号 阿蘇市隣保館条例の一部改正について
- ④ 議案第11号 阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第12号 阿蘇市保育所条例の一部改正について
- ⑥ 議案第13号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑦ 議案第14号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正について

- ⑧ 議案第 19 号 阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正について
- ⑨ 議案第 21 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑩ 議案第 24 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑪ 議案第 25 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑫ 議案第 26 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑬ 議案第 27 号 令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑭ 議案第 28 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑮ 議案第 31 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑯ 議案第 32 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑰ 議案第 33 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑱ 議案第 39 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 15 号 国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 16 号 阿蘇市古代の里キャンプ村条例の一部改正について
- ③ 議案第 17 号 阿蘇市営坊中野営場条例の一部改正について
- ④ 議案第 18 号 阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 20 号 阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 21 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第 22 号 令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 23 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑨ 議案第 28 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑩ 議案第 29 号 令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第 30 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第 38 号 令和 2 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑬ 議案第 41 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 42 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 43 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑯ 議案第 44 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

10. 追加議事日程

開議宣告

議事日程の報告

追加日程第 1 発議第 1 号 中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める

意見書の提出について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（湯浅正司君） おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。9 番議員、園田浩文君につきましては、所定の手続きを経まして欠席の届けを受けております。従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。

会期日程等につきまして、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、谷崎利浩君。

○議会運営委員長（谷崎利浩君） おはようございます。

本日、午前 9 時 30 分より議会運営委員会を開催いたしましたので、その経過と結果についてご報告をいたします。

3 月 5 日付で議員発議による議案の提出がありましたので、本日議案の配付を行うとともに、本日の日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては委員会付託を省略し、採決することにいたしました。また、本日の議会閉会後は、全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第 1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第 2 号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ② 議案第 3 号 阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について

- ③ 議案第 4 号 阿蘇市職員の退職管理に関する条例の一部改正について
- ④ 議案第 5 号 阿蘇市防災会議条例等の一部改正について
- ⑤ 議案第 6 号 阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 7 号 阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 8 号 阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 21 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑨ 議案第 28 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑩ 議案第 34 号 令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑪ 議案第 35 号 令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑫ 議案第 36 号 令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑬ 議案第 37 号 令和 2 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について
- ⑭ 議案第 40 号 阿蘇市建設計画の変更について

○議長（湯浅正司君） 日程第 1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」他 13 件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、田中弘子君。

○総務常任委員長（田中弘子君） おはようございます。現在、世界で広がっているコロナウイルス、阿蘇市はゼロを守り続けたいと思います。

それでは、総務常任委員会委員長報告をいたします。

令和 2 年第 1 回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案 14 件であります。3 月 4 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。

委員より「雇用予定の臨床心理士の常駐先は。」との質疑があり、総務課長から「一の宮保健センター内のほけん課健康増進室内になります。4 月から子育て世代包括支援センター業務を開始し、マタニティブルーや虐待、子どもの発達障害などのお悩みに対する相談に、保健師や栄養士とも連携し総合的に取り組むこととしています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 3 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」であります。

委員より「昨年 4 月から学校運営協議会が設置され、学校評議員はいないのでは。また、

学校運営協議会委員と学校評議員の業務内容はほとんど変わらないと思うが、学校評議員の報酬は日額で学校運営協議会委員は年額となっている理由は。」との質疑があり、人事係長から「教育課によると、全小中学校に学校運営協議会が設置されましたが、今後の状況によっては学校評議員だけを設置することもあり得るため、条例上、名称は残しているとのことでした。また、報酬については、運営協議会委員の方々の合意のもと年額 6,000 円としたとの回答があつているところです。今後、担当課とも業務内容等を精査した上で、対応を検討します。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 4 号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の一部改正について」であります。

総務課長から「本件は、退職前 5 年間のうち課長級以上であった職員の再就職に関する透視性を高めるため、その再就職先の名称等を報告及び公表することに関し明文化するものです。」との補足説明がありました。

委員より「退職した職員の再就職先が制限され、就職先を公表するものか。」との質疑があり、課長から「再就職先を制限するものではありません。退職した職員が、いつこの会社に就職し、その就職先における業務内容と地位を公表するものです。」との答弁がありました。関連して委員より「具体的にどのような形での公表になるのか。」との質疑があり、総務部長から「まずは、掲示板での告示を行います。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 5 号「阿蘇市防災会議条例等の一部改正について」であります。

委員より「新たに政策防災課を設け財政課の企画係が移管するとのことだが、企画と財政は予算組みを含め関連する業務も多いと思われるが。」との質疑があり、総務部長から「財政課の中に様々な計画を広げる企画係と財政状況に応じ計画を縮小する財政係が混同していること、また、今後様々な政策を展開していく中では、防災面を切り離すことはどうしてもできないことから、総務課から防災交通係も移管し総合的な政策の展開を図る課として、市長直属の課となる政策防災課を設置、再編するものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 6 号「阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 7 号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」であります。

総務課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 8 号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一

部改正について」であります。

総務課長から「消防団員確保が困難になっている現状を踏まえ、70歳以下の消防団員等の経験のある方々を機能別団員として新たに任命することを可能とするものです。」との補足説明がありました。

委員より「分団ごとの団員定数はあるのか。」との質疑があり、防災対策室長から「分団ごとの定数はありません。現在の団員数は738人ですが、今回改正で挙げている780人の定数確保となるよう各地域へ協力要請を行っています。定数の積算根拠として、一の宮地区と阿蘇地区では班員の最低人数を9名、波野地区では7名を基本として定めたものです。」との答弁がありました。また、委員より「消防団へは事前に説明を行っているのか。」との質疑があり、課長から「分団長以上の幹部会において、2度3度、説明を行っています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「機能別団員の活動中の事故に対する補償などは。」との質疑があり、室長から「活動中の事故等に対しては、消防団の公務災害補償共済での対応となります。また、報酬の支払いは行いませんが、出動手当として年額5,000円を支給することとしています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「財政課」の予算について審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、質疑、意見はありませんでした。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

総務課長から補足説明があり、質疑、意見はありませんでした。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号「令和2年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「内牧支所」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇市総合センター舗装改修工事について、現在、緑化ブロックで整備してある駐車スペースの舗装も行うのか。また、本事業の工期は。」との質疑があり、内牧支所長から「今回の舗装工事は、緑化ブロックで整備されている駐車スペースも含めた全面舗装を行います。利用者の転倒事故なども懸念されることから、早期着工に努めたいと考えています。舗装改修に当たっては、駐車枠が見にくいこともありましたのでラインを引き、また、水たまり解消のために駐車スペースの中央に側溝の敷設も併せて計画しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「支所の非常用発電機について、何時間くらい対応できるのか。」との質疑があり、総務振興係長から「14時間程度賄うことが可能です。」との答弁がありました。また、総務部長から「燃料を補給すれば、継続して対応可能となりますが、アンペア制限もあるので、支所内の優先する業務への電源供給となります。」との答弁がありました。

次に、「波野支所」の予算について審査を行いました。

委員より「波野保健福祉センター管理費について、浴槽の水については波野温泉スタンド

の温泉水が有効活用できないか。」との質疑があり、波野支所長から「施設の配管図がなく、その図面の作成や、温泉スタンドから福祉センターまでの距離を配管する工事費用、温度の下がったお湯を沸かす費用など大きな経費も想定され、予算的にも難しいものと思われます。」との答弁がありました。また、別の委員より「施設内の配管図がないのはどうしてか。」との質疑があり、支所長から「波野支所が、センターの施設管理を引き継いだ平成 29 年時点で、配管図はないという状況でした。」との答弁がありました。

また、別の委員より「福祉バスについて、荻の里温泉への送迎者数の実績は。」との質疑があり、支所長から「本年 2 月末現在で延べ 738 名と、全利用者数の大半を占めています。」との答弁がありました。

次に、「会計課」の予算について審査を行いました。

会計課長から補足説明があり、質疑、意見はありませんでした。

次に、「監査委員事務局」の予算について審査を行いました。

委員より「研修会負担金について、研修内容は。」との質疑があり、監査委員事務局長から「研修内容は、各自治体から研究課題を出し合い解決に向けて意見交換を行う九州各市・西日本都市の監査委員会の各研修と、講師を招き受講する熊本県都市監査委員会の研修になります。」との答弁がありました。

また、委員より「簿記関係の資格取得などの研修を検討してはどうか。」との質疑があり、事務局長から「職員のスキルアップとして、市町村アカデミー主催等の研修がありますが、宿泊研修となることから、局員が 2 人体制でありますので難しいと思われます。」との答弁がありました。また、委員より「自宅での学習で資格取得も可能と思うので、今後そのような計画も検討しては。」などの意見がありました。

また、別の委員より「監査委員報酬について、安いように思われるが県下 14 市の状況は。」との質疑があり、事務局長から「県下 14 市の中で本市のみが日当制になっており、残りの市は月額報酬制で、高いところでは 20 万円程度支払われている市もあります。」との答弁があり、総務部長から「報酬額については、事務局から直接相談も受けています。合併して市になったところと従来の市との額に差があるのは事実です。近隣自治体の状況や、事務量なども精査した上で慎重な検討が必要であると考えています。」との答弁がありました。

次に、「税務課」の予算について審査を行いました。

委員より「徴収アドバイザーの業務内容は。」との質疑があり、税務課長から「徴収アドバイザーは、税の徴収等に関し専門知識を有する経験者で、全国滞納整理学会に登録をされています。今回、滞納整理学会と委託契約を行うことで、メールや電話で徴収に関する様々な相談を直接することができ、また、実際に現地指導を受けることも可能になります。経験豊富な専門家からのアドバイスをいただくことで、職員のスキルアップも含め、徴収率向上に努めるものです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「地籍調査について、早期完了を進めるには。」との質疑があり、総務部長から「現在、県内の自治体で直営により地籍調査を実施しているのは阿蘇市のみであり、他の自治体は業務委託により着々と地籍調査を進めている状況です。業務委託のメリッ

ト・デメリット、現在の調査の進捗状況などを踏まえ、令和2年中には財政課と協議し、今後の方向性を示したいと考えていますが、多大な予算も想定されることから、慎重に進めたいと考えています。」との答弁がありました。

次に、「財政課」の予算について審査を行いました。

委員より「2020 インフラ開通イベント事業の内容は。」との質疑があり、財政課長から「事業内容は、開通当日の式典関係のイベントや開通前のプレイベント、また、全国への周知を目的とした観光キャンペーンなどを考えています。執行に関しては、実行委員会を設置し事業を進めていく予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「他の類似市町村を見ると市の予算規模は適切であると思うが、借入などの取扱いについては、十分に気を付けながら、財政運営に努めていただきたい。」などの意見がありました。

次に、「総務課」の予算について審査を行いました。

委員より「防災行政無線デジタル化整備工事は、戸別受信機の交換も行うのか。」との質疑があり、防災交通係長から「戸別受信機は、デジタル化に対応した受信機に交換するもので、デジタル化の移行期限とされる令和4年11月末までに9,500台ほどを予定しています。」との答弁がありました。また、別の委員より「戸別受信機の交換は、どのように行うのか。」との質疑があり、総務課長から「戸別受信機は、お知らせ端末とは異なり配線などの工事は必要なく、コンセントのある場所に設置するものであり、窓口での交換も考えていますが、受信感度が悪い場合は業者が各家庭に何うようなこともあり得ます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「消火栓については、使用不能や水圧の低いものがあると聞いたが、定期的な点検は行っているのか。」との質疑があり、防災交通係長から「消防水利は、各消防団に定期点検をお願いしているところです。」との答弁がありました。

次に、「選挙管理委員会」の予算について審査を行い、選挙管理委員会事務局次長である総務課長から補足説明があり、質疑、意見はありませんでした。

次に、「議会事務局」の予算について審査を行いました。

委員より「近年、タブレットを利用した資料のデジタル化や、災害時でもネット上で会議を行うなど、整備が図られている。本市もそのような検討をしては。」との質疑があり、議会事務局長から「タブレットの件は、県内でも取り入れている市町村も増えつつあり、事務局会議の中でも議論されています。一方で、取り入れたが扱いづらく有効活用されていない事例もあるとも聞いています。今後、議員の方々との協議を進めたいと考えています。」との答弁がありました。また、委員より「議員も、これからの社会の流れに順応できるよう努める必要があると思われる。」などの意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、

議案第34号「令和2年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

議案第35号「令和2年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

議案第 36 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」
議案第 37 号「令和 2 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」
を一括議題として審査を行いました。

財政課長から補足説明があり、審査を経た結果、議案第 34 号から議案第 37 号までは、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 40 号「阿蘇市建設計画の変更について」であります。

委員より「阿蘇市建設計画と阿蘇市総合計画の関係は。」との質疑があり、企画係長から「平成 17 年の合併時につくられた建設計画に記載された取り組みなどを基に、総合計画は策定されたもので、総合計画のベースになっているのは、建設計画になります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、総務常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 28 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 28 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 2 号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 3 号「阿蘇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例等の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号「阿蘇市職員の退職管理に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号「阿蘇市防災会議条例等の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号「阿蘇市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例及び阿蘇市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号「阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号「阿蘇市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 34 号から議案第 37 号までの各財産区特別会計予算について、一括してお諮りしたと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

それでは、

議案第 34 号「令和 2 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」

議案第 35 号「令和 2 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」

議案第 36 号「令和 2 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」

及び議案第 37 号「令和 2 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」

を一括して採決をいたします。

議案第 34 号から議案第 37 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 34 号から議案第 37 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 34 号から議案第 37 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号「阿蘇市建設計画の変更について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第 40 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 1 号 阿蘇市教育支援委員会条例の制定について
- ② 議案第 9 号 阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について
- ③ 議案第 10 号 阿蘇市隣保館条例の一部改正について
- ④ 議案第 11 号 阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 12 号 阿蘇市保育所条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 13 号 阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑦ 議案第 14 号 阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- ⑧ 議案第 19 号 阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正について
- ⑨ 議案第 21 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑩ 議案第 24 号 令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ⑪ 議案第 25 号 令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について

- ⑫ 議案第 26 号 令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑬ 議案第 27 号 令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑭ 議案第 28 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑮ 議案第 31 号 令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑯ 議案第 32 号 令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑰ 議案第 33 号 令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑱ 議案第 39 号 令和 2 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（湯浅正司君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 1 号「阿蘇市教育支援委員会条例の制定について」ほか 17 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、森元秀一君。

○文教厚生常任委員長（森元秀一君） おはようございます。文教厚生常任委員会委員長報告をさせていただきます。

令和 2 年第 1 回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案 18 件であります。3 月 5 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 1 号「阿蘇市教育支援委員会条例の制定について」であります。

教育部長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 9 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」であります。

市民課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 10 号「阿蘇市隣保館条例の一部改正について」であります。

人権啓発課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 11 号「阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 12 号「阿蘇市保育所条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長から「昨年 9 月議会で上程を取り下げました同趣旨の条例案について、国の修正がまとまりましたので、今議会において再度上程するものであります。」との補足説明があ

り、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」であります。

福祉課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 19 号「阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正について」であります。

教育部長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

ほけん課長から補足説明があり、質疑、意見はありませんでした。

次に、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「情報通信ネットワーク構築事業において、タブレットがまだ全員に行き渡っていないが、将来 1 人 1 台になるのは何年ぐらいかかるのか。」との質疑があり、学務係長から「国は 2023 年までに 1 人 1 台を目指す計画となっています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「公民館用地の購入面積は。」との質疑があり、教育部長から「坂梨公民館前の駐車場のうち、農協が所有する約半分の 500 m²を今回購入することで計画しています。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

市民課長から補足説明があり、質疑、意見はありませんでした。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より「児童手当の減額について、受給者数の見込みはどうなっていたのか。」との質疑があり、福祉課長から「昨年度実績を基に当初予算を計上します。昨年度が 1,520 名程度でありましたが、令和 2 年 2 月末現在は 1,419 名であり、100 名程度受給者が減っています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 24 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 25 号「令和元年度阿蘇市介護事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 26 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 27 号「令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「今回の借入れに対する返済計画はどうなっているのか。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、更に借入金が増額するのでは。」との質疑があり、医療センター事務局長から「全員協議会で収支計画の見直しを説明しましたが、その中で返済はできるような計画を立てています。また、新型コロナウイルス対応で、入院制限や外来診療制限により収入が減ることになれば、借入金の追加のお願いも含め、今後の展開次第と思っています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 28 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

委員より「健康ポイント事業については、ポイントの数に応じた商品交換となっているが、品物をもらうより、助成や受診料の減額など様々な面に反映した方がいいのでは。」との質疑があり、ほけん課長から「健康無関心層の方が多くいらっしゃる中、いかに運動に関心をもってもらえるかが課題と思います。当面は阿蘇の特産品や人間ドック助成券などを想定していますが、助成措置なども含めてインパクトのある魅力的なものを検討していきたいと思えます。」との答弁がありました。

また、別の委員より「国民健康保険繰出金において、4 年間で 1 人当たり 1 万円の負担増が新聞等で載っていたが、今の国保財政の状況は。」との質疑があり、課長から「国保財政については、被保険者数が年々減っている中で、1 人当たりの医療費は毎年平均 3%程度上がっています。今後も厳しい運営状況が続くものと思われしますので、健康ポイント事業をはじめ、健康づくり事業を積極的に展開し、医療費抑制を図り、安定的な財政運営を目指します。」との答弁がありました。

次に、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「ドローン購入の使用目的と操縦者の育成はどうなっているのか。」との質疑があり、社会教育係長から「九州北部豪雨や熊本地震の経験を踏まえ、文化財等の三次元計測を行い、複雑な部分を三次元で残すことによって、復元等についての詳細なデータを残すものです。また、操縦については、既に講習を受けている学芸員が行い、今後更に講習を受けながら使用できる職員を増員したいと考えています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「奨学資金貸付金の上限、期間など詳細説明を。」との質疑があり、総務係長から「大学生 3 名分を予定しています。事業内容は、高校生月額 1 万 5,000 円、短大・大学生月額 3 万円を無利子で貸付けを行う事業です。」との答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

委員より「清掃及び休日・夜間施設管理業務委託料の委託先と内容は。」との質疑があり、コミュニティセンター所長から、令和元年度の委託先は、NPO 法人阿蘇ヒューマン 21 の会

です。また業務内容は、コミュニティセンターを含む4施設の清掃業務と、休日や夜間の会議研修会における開館業務が主な業務となっています。」との答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より「今、ごみ袋の不足が問題となっているが、安定供給はどうなっているのか。」との質疑があり、市民課長から「指定ごみ袋の製作及び販売は、阿蘇広域行政事務組合へ委託し、宮崎県の業者が製造していますので、日頃から安定供給がなされています。今回の新型コロナウイルスの影響によると思われる一時的な品薄対応については、追加発注により順次供給される見込みです。」との答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

委員より「地域支え合いセンター事業委託料の内容は。」との質疑があり、総合福祉係長から「社会福祉協議会へ委託し、仮設住宅やみなし仮設住宅入居者への支援を5名体制で行っています。ただし、自宅再建等が進み、令和2年度には10名程度の入居者になる見込みであるため、今後は、仮設住宅退去後の支援も含めて、引き続き見守り等の支援を行ってまいります。」との答弁がありました。

また、委員より「山田保育園の大規模改修に向けたトイレ改修工事の詳細は。」との質疑があり、福祉課長から「トイレの洋式化を目的として、子ども用4ブース、大人用1ブース、小便器4箇所を設置します。今後の大規模改修については、屋根、壁、配管等、10年、20年の利用を見据えた計画を考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第31号「令和2年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第32号「令和2年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」であります。

ほけん課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第33号「令和2年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」であります。

委員より、「広域連合への納付金増額の理由は。」との質疑があり、ほけん課長から、「医療費の伸びと診療報酬改定等により、令和2年度の保険料について、均等割が4万7,900円から5万600円に、所得割が9.26%から9.95%に8年ぶりに増額改定されたことが主な理由です。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第39号「令和2年度阿蘇市病院事業会計予算について」であります。

委員より「3名の常勤医師の雇用契約はどうなっているのか。途中で退職はないのか。」との質疑があり、医療センター事務局長から「雇用期間が1年間となっており、年度途中で

の退職はありません。」との答弁がありました。

また、別の委員より「常勤医師の10名体制は今後維持されるのか。」との質疑があり、局長から「令和2年度は、年間を通して維持できると考えています。3年度以降については、人事異動や個人的な事情がない限り、少なくとも在職の先生方には引き続きお願いし、更にこれに満足することなく、医師の招へい活動を行い、増員していく予定です。」との答弁がありました。

また、別の委員より「増員の3名の医師住宅の利用はあるのか。」との質疑があり、局長から「3名とも医師住宅への入居を希望されていますが、6部屋のうち4部屋は既に利用していただいていますので、みなし医師住宅を含め現在調整しています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第21号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第28号「令和2年度阿蘇市一般会計予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

7番議員、岩下礼治君。

○7番（岩下礼治君） 病院事業会計の補正予算について、考え方を述べたいと思います。

毎年貸付金が2億6,000万円ということで、これがどうなのかなという疑問を持っています。返済計画が、運転資金ですから翌年すぐに返せばいいんですけども、これが年次計画になっておるといことで、自転車操業になっているんじゃないかと。こういうことを続けていきますと、貸付金が毎年膨らんでいくという結果になってしまいます。もっと抜本的に見直しを図るべきだと思って、反対の意見といたします。

以上です。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

8番議員、谷崎利浩君。

○8番（谷崎利浩君） 今の反対意見に対しまして賛成の立場で討論させていただきます。

医療センターにおきましては、確かに赤字が続いており、借入金も積み上がっております。それについては非常に心配しておるところでございますが、今回、医師が3人確保できて10人体制ができたことによって、計画の上では来年度から再来年度に向けて黒字化していく内容となっております。それをうまく医療センターのほうで運営していただければ、累積欠損金も徐々に減らしていける計画にはなっていますので、ただ不安材料としてはコロナウイルスの件が不安材料でございますけれども、医療センターは総力を挙げて経営改善に努め

ていただけると、そう思いますので、そういう立場で賛成させていただきたいと思います。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 28 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 1 号「阿蘇市教育支援委員会条例の制定について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号「阿蘇市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号「阿蘇市隣保館条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号「阿蘇市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号「阿蘇市保育所条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号「阿蘇市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号「阿蘇市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「阿蘇市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例等の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号「令和元年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「令和元年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「令和元年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」

採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号「令和元年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 27 号は起立により採決いたします。本案に対する文教厚生常任委員長の報告は可決であります。本案は、文教厚生常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号「令和 2 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号「令和 2 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号「令和 2 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号「令和 2 年度阿蘇市病院事業会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定すること

にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） それでは、暫時休憩をいたします。11 時 15 分から再開いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 15 分 再開

○議長（湯浅正司君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 15 号 国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について
- ② 議案第 16 号 阿蘇市古代の里キャンプ村条例の一部改正について
- ③ 議案第 17 号 阿蘇市営坊中野営場条例の一部改正について
- ④ 議案第 18 号 阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例の一部改正について
- ⑤ 議案第 20 号 阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について
- ⑥ 議案第 21 号 令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑦ 議案第 22 号 令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ⑧ 議案第 23 号 令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑨ 議案第 28 号 令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑩ 議案第 29 号 令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第 30 号 令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑫ 議案第 38 号 令和 2 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑬ 議案第 41 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 42 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 43 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑯ 議案第 44 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（湯浅正司君） 次に、経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 15 号「国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について」ほか 15 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、五嶋義行君。

○経済建設常任委員長（五嶋義行君） ただ今より、経済建設常任委員会委員長報告を始め

ます。

令和 2 年第 1 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 16 件であります。3 月 6 日、午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審査の経過と結果の主なものにつきまして報告いたします。

最初に、議案第 15 号「国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について」であります。

農政課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 16 号「阿蘇市古代の里キャンプ村条例の一部改正について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号「阿蘇市宮坊中野営場条例の一部改正について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 18 号「阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例の一部改正について」であります。

委員より「バッテリーカーに事故等があった場合は、どのような対応になるのか。」との質疑があり、まちづくり課長から「指定管理先で準備される保険と、市で掛けています総合賠償補償保険で対応します。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について」であります。

水道課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

住環境課長から補足説明があり、質疑、意見はありませんでした。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

建設課長から補足説明があり、質疑、意見はありませんでした。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員より「農地流動化等推進事業費に関連して、阿蘇市はどのような現状なのか。」との質疑があり、農業委員会事務局長から「現在の農地流動化の状況としましては、農地を売りたい、貸したいという方は多くおられますが、対して、買い手や借り手が少ないというのが現状です。」との答弁がありました。また、委員より、「これらの問題は農政課と連携して、具体的な解決策を検討するような協議を。」などの意見がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇火山防災園芸対策事業補助金については、竹田市の令和 2 年度一般会計当

初予算で活動火山防災営農施設整備事業として1億5,800万円予算に計上されているが、阿蘇火口から遠い自治体に国庫補助が適用されることに矛盾を感じる。なぜ、大分県にはあって熊本県にはないのか。」との質疑があり、農政課長から「委員の意見を受けとめまして、早々に熊本県に確認させていただきます。また、平成30年に県が策定しました防災営農施設整備計画の見直しを含め、引き続き、阿蘇地域の町村と連携し、強力に要望を行ってまいります。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から補足説明があり、質疑、意見はありませんでした。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「夢の湯の供用開始はいつになるのか。」との質疑があり、まちづくり課長から「工事の完了は7月末までを予定しており、8月の供用開始を目指します。」との答弁がありました。

また、別の委員より「今後、多くの市民の方々が利用する上で、しっかりとした改修を行い、長期間、安心して利用できるような整備を。」などの意見がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第22号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」であります。

観光課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号「令和2年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「市営住宅赤水西団地の建設工事については、災害公営住宅ではなく通常の住宅建設になっていることについての説明を。」との質疑があり、住環境課長から「災害公営住宅は、熊本地震災害で住み家をなくした方の再建先として公営住宅を提供するもので、阿蘇市の場合は再建に必要とされる数が71戸としており、その計画に従って災害公営住宅の建設を行うものです。今回の赤水西団地につきましては、合併当初からありました、市営住宅の集約再編の事業計画に基づいて整備を進めるものです。」との答弁がありました。また、別の委員より「赤水西住宅の規模と完成予定は。」との質疑があり、住宅係長から「今回は、2棟、21戸。最終的には5棟、68戸の整備を計画しています。この2棟分は年度内完成を予定しています。」との答弁がありました。

また、別の委員より「環境共生基金事業費の負担金補助及び交付金について、令和元年度補正で440万円を減額しており、令和2年度当初予算で590万円計上しているが、来期見込みはどのように考えているのか。」との質疑があり、土木部長から「せっかくの基金であり

ます。多くの市民の方々に使用していただけるよう、現在、小中学校の教職員と連携をとり、子どもたちの授業の一環として取り組めないかの協議を行っています。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇の未知を考える女性の会補助金に伴う視察研修については、多くの方々が参加できるような研修を。」との意見がありました。

また、委員より「道路維持工事に関し、工事の竣工検査は、請負業者に対する指導や、手直しなどの指摘をしっかりと行うようお願いする。」などの意見がありました。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員より「今回、農地情報公開システム異動情報突合ファイル作成業務委託料は計上されていないが。」との質疑があり、農業委員会事務局長から「本事業に関しましては、補助対象確定後の予算計上を予定しています。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「有害鳥獣駆除対策について、隣接する竹田市との県境の効果的な対策はどのようになっているのか。」との質疑があり、農政課長から「竹田市、阿蘇市の両猟友会との意見交換会を数回にわたって実施しております。その中で、11月から3月までの期間、試行的に県境を越えて共同狩猟するなどの対策案を竹田市、阿蘇市ともに統一見解を持っていますので、今後は、熊本・大分の両県知事に対して捕獲許可の要望の実施に向けて、両市で協議を進めてまいります。」との答弁がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員より「サイクルツーリズムについて、専用道路を指定するなどの安全対策は。」との質疑があり、観光課長補佐から「熊本県が阿蘇地域サイクルツーリズム推進協議会を設置しましたので、今後、自転車ネットワーク計画を策定し、その中で主要な道路、サイクリングルートを決定。その後、国への支援要望を行う予定です。また、指定されたルートにおいては、ブルーラインの設置や道幅を若干広めるなどの事業も検討しています。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「ふるさと応援寄附金については、総務省からの通達もあっているが、多くの方々が、より魅力的に感じるような返礼品の検討を。」などの意見がありました。

また、別の委員より「熊本移住支援補助金の詳細な説明を。」との質疑があり、まちづくり課長から「移住支援補助金は国の補助金制度になります。東京23区から阿蘇市に移住される方、また東京23区に勤務をされている方で阿蘇市に移住される場合が対象になります。ただし、単なる移住だけでは補助要件に合いませんので、熊本県が作成した就業支援のマッチングサイトに登録されている企業に就職して、阿蘇市に住まわれる場合が1世帯当たり100万円を補助するという内容になります。県からの調整を経て、今回、3世帯分の300万円を計上し、4分の1を市が負担するものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 29 号「令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」であります。

委員より「草千里交通事故対策支援金等については、以前からの補償案件であるとしても阿蘇市の財政状況も踏まえ減額などの措置も必要であると思われる。先方にも少しずつ協力していただくような、丁寧な申し入れも必要と思われるが。」との質疑があり、経済部長から「委員の意見を踏まえ、今後、協議を進めてまいります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 30 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」であります。

住環境課長から補足説明があり、審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 38 号「令和 2 年度阿蘇市水道事業会計予算について」であります。

委員より「老朽管布設替えについて、布設してからの経過年数は。」との質疑があり、水道課長補佐から「場所ごとに経過年数は異なっていますが、ほとんど 30 年から 40 年経過しています。40 年経過した管は耐用年数も過ぎていきますので、経費を抑えるために舗装計画に合わせ、優先的に整備を進めるような計画となっています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。続きまして、

議案第 41 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 42 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 43 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

議案第 44 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」

を一括議題として審査を行いました。

委員より「議案 44 号の賃貸借契約期間が 10 年、他は 2 年となっているが。」との質疑があり、農政課長から「契約の内容については、関係牧野と使用者との協議によって決められたものです。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第 41 号から議案第 44 号までは原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことを報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（湯浅正司君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終わりました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 28 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 28 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く他の案件について採決をいたします。

まず、議案第 15 号「国営大野川上流地区土地改良事業の農業用排水施設の管理に関する条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「阿蘇市古代の里キャンプ村条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「阿蘇市営坊中野営場条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号「阿蘇市水道事業給水条例の一部改正について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号「令和元年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号「令和元年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 23 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号「令和 2 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号「令和 2 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 38 号「令和 2 年度阿蘇市水道事業会計予算について」採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 38 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 41 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から議案第 44 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までを一括して採決い

たしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号から議案第 44 号までを一括して採決することに決定いたしました。

これより、議案第 41 号から議案第 44 号までについて採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。議案第 41 号から議案第 44 号までについては委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 41 号から議案第 44 号までについては、委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 28 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く案件について討論・採決が終わりました。

これより、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。討論はありませんか。

7 番議員、岩下礼治君。

○7 番（岩下礼治君） 先ほど病院事業会計の補正予算についての貸付金について反対意見を申しましたので、この一般会計の貸付項目もありますので、関連予算として反対します。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 6 番、竹原です。

私は、同和関係予算、この補助金についてはもう前回からも言っていますが、前年度の使用金額に応じてこの補助金を決定していくべきだと思い、反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 21 号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」採決をいたします。先ほど反対討論がありましたので、この議案第 21 号は起立より採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 21 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第 28 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について」討論をいたします。討論はありませんか。

6 番議員、竹原祐一君。

○6 番（竹原祐一君） 運動関係団体、同和予算についてですけれども、この 775 万円、こ

これは前年度の実績が 611 万円ということであり、前回からも指摘をしていますが、これ実績に合わせて補助金額を決めるべきだと思い、反対をいたします。

○議長（湯浅正司君） 他にありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） 他に討論がないようですので、討論を終わります。

これより、議案第 28 号「令和 2 年度阿蘇市一般会計予算について」採決をいたします。

先ほど反対討論がありましたので、この議案第 28 号は起立より採決いたします。

本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は可決であります。本案は、各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（湯浅正司君） 起立多数です。従って、議案第 28 号は、各常任委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 委員会の閉会中の継続審査（調査）について

○議長（湯浅正司君） 日程第 2「委員会の閉会中の継続審査（調査）について」を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び議会広報特別委員長から、会議規則第 111 条の規定によりまして、お手元に配布いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査（調査）の申出があります。

お諮りいたします。各委員長の報告のとおり、閉会中の継続審査（調査）をすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

従って、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定いたしました。

それでは、引き続きましてお手元に配布しております追加議案について審議を行います。

追加日程第 1 発議第 1 号 中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書の提出について

○議長（湯浅正司君） 追加日程第 1、発議第 1 号「中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りします。ただ今、追加で提出されました発議第 1 号「中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書の提出について」は、会議規則第 37 条第 3 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議ないものと認めます。

従って、発議第 1 号「中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見

書の提出について」は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

事務局に議案を朗読させます。

○**議会事務局長（本山英二君）** それでは、追加議案としてお配りしています発議第1号をご覧いただきたいと思います。

提出者は、森元秀一議員でございます。賛成者は、藏原博敏議員、田中則次議員、五嶋義行議員であります。

中高年のひきこもりに対する実効性のある支援と対策を求める意見書の提出について提案理由につきましては、後ほど提出者よりご説明がございました。

次のページをめくっていただきまして、意見書案でございます。内容につきましては、ひきこもりが就職氷河期世代も含め、中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされている中、政府において社会全体で受け止めるべき重要な課題と捉え、実効性のある支援と対策として、下記の3項目についての早急に取り組むことを求めるものでございます。

なお、下の3項目については、ご一読願いたいと思います。

以上でございます。

○**議長（湯浅正司君）** 提出者より提案理由の説明を求めます。

12番議員、森元秀一君。

○**12番（森元秀一君）** 提案理由の説明をさせていただきます。

政府は、中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査が昨年3月下旬に公表され、40歳から64歳でひきこもり状態の人数は全国推計で61万人とされています。これらの内容が社会に大きな衝撃を与え、今後、ひきこもり期間の長期化で高齢の親とともに社会的に孤立するケースも少なくないものと考えられます。よって、政府においては中高年のひきこもりは、個々、人やその家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として受け止めるべき重要な課題と捉え、実効性のある支援と対策を早急に取り組むことを強く求めるために本案を提出するものです。

議員各位におかれましては、本趣旨にご賛同いただきますようお願いしまして、私の提案理由といたします。

○**議長（湯浅正司君）** 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（湯浅正司君）** 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（湯浅正司君）** 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、発議第1号について採決をいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（湯浅正司君）** ご異議なしと認めます。

従って、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。今期定例会に付議されました事件は、すべて議了いたしました。よって、会議規則第7条の規定によりまして、本日をもって閉会いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯浅正司君） ご異議なしと認めます。

従って、令和2年第1回阿蘇市議会定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

着座のままでご挨拶申し上げます。令和2年第1回阿蘇市議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶申し上げます。

今期定例会は、新型コロナウイルス対応によりまして、一般質問を取りやめたものの、2月28日開会以来本日まで18日間にわたり提案されました令和2年度予算をはじめ、諸議案について極めて熱心に審議をいただき、本日ここに全議案の議決決定を見るに至りましたことを議長として厚くお礼申し上げます。執行部各位におかれましては、今期定例会において成立いたしました諸議案の執行に当たりまして、各常任委員長報告をはじめ、今会期中の各議員の意見を十分尊重していただき、市政各般における向上を期し、さらに一層の熱意と努力をされますようご希望申し上げる次第であります。

終わりにりましたが、終始議会運営にご協力いただきました各議案並びに執行部各位のご協力に対し、心よりお礼を申し上げまして、閉会の言葉といたします。

なお、閉会後は執行部のほうより令和2年3月末日をもって退職されます部課長並びに後任の職員のご紹介の申し出がありましたので、これを許したいと思います。

これをもって、本定例会を閉会いたします。

午前11時50分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により下記署名する。

令和元年 月 日

阿蘇市議会議長

阿蘇市議会議員

阿蘇市議会議員